専門教育科目 講義科目

授業科目名	社会保険に関する一般常識	科目コード	配当年次	単位
担当教員	中島　典子	FV59	2	2

科目の概要

本科目では、社会保険全般について広く知識を持つことがねらいとなる。具体的には、社会保険の概要、沿革をはじめ、社会保険関係法（国民健康保険法、児童手当法、高齢者医療確保法、介護保険法、船員保険法、確定拠出年金法、確定給付企業年金法、社会保険労務士法など）、社会保険制度の共通（相違）事項、社会保険の管理運営など、厚生行政一般について広く学習する。国民健康保険法、高齢者医療確保法、船員保険法の三法令については、健康保険法と比較した場合に、それぞれの法令のもつ独自的・特徴的な規定を中心に理解を深める。

科目の到達目標

①社会保険制度相互間の共通点、相違点を理解することができる。
②社会保険制度の全体像を理解した上で、社会保険制度間の問題点を指摘し考察することができる。

テキスト	『社会保険に関する一般常識』安全衛生普及センター

テキストの読み方

①「社会保険とは何か」「社会保険の沿革」について理解する。
②社会保険関係の基本用語を理解する。
③社会保険関係各法の趣旨と概要を理解する。
④社会保険制度間の共通事項および相違事項に関して理解する。

単位修得の方法

リポート課題を提出し、60点以上であれば合格となり、科目修得試験を受験できる。科目修得試験の得点が60点以上であれば合格となり、評価が確定し、２単位を修得できる。